令和８年（フ）第４９３３号
東京都中野区松が丘１丁目11―15―104
破産者　石川　　晋
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３５号
東京都世田谷区桜上水５丁目３－１―401
破産者　吉崎　武志
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０２０号
東京都墨田区墨田２丁目34―18―202
破産者　大嶋　貴子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４１号
東京都東久留米市浅間町３丁目28―７―105
破産者　宗像　裕也
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５５号
東京都江戸川区西葛西５丁目11―８―304
レピドール福田Ⅱ
破産者　後藤　みき
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５６号
東京都大田区池上６丁目１－１―305
破産者　松元　修児
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０６２号
東京都世田谷区岡本１丁目28―１―103
破産者　田中　　勉
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８８号
東京都世田谷区給田２丁目20―18　ガウディⅧ110
破産者　正木　朝子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２６号
東京都港区海岸３丁目21―９―601
破産者　篠原　雅子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２７号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目32―７―305
破産者　本多　美有紀
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３７号
東京都杉並区西荻北３丁目４－７　クリオ西荻窪壱番館　304
破産者　高橋　直季
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３９号
東京都板橋区南常盤台２丁目25―15―401
破産者　片岡　千晶
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４３号
東京都墨田区東向島５丁目14―５―701
破産者　上村　勇貴
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１８３号
東京都江東区扇橋２丁目３－５―501
破産者　竹添　　力
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９６号
東京都足立区千住河原町42―７―203
破産者　勝又　穏孝
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４０号
兵庫県神戸市長田区東丸山町12―10―303、開始決定時の住所東京都葛飾区お花茶屋１丁目18―６
破産者　西野　裕美子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４２号
東京都大田区大森北２丁目４－８―201
破産者　西本由加里
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６９号
東京都港区芝浦４丁目13番12―1007
破産者　谷口　佳子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２７１号
東京都調布市多摩川５丁目12―３―601
破産者　辻　慎太郎
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８３号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
破産者　高橋　祐摩
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３０５号
東京都中央区日本橋大伝馬町９－８―302
破産者　寺川　智之
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２０号
東京都墨田区八広６丁目13―19―201
破産者　相澤　由子
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部